# 第6回 邑楽町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年12月11日(月)午後2時00分~2時40分
- 2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
- 3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 髙田 洋子
  - 5番 齋藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
- 4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について

#### 第2 議案

- 第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
- 第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

#### 第3 報告

第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

それでは只今より、第6回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。

#### 事務局長(吉田)

只今の出席委員数は、10名でございます。

# 会長 (横山)

事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第6回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。

# <会長挨拶>

これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の 指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定によ り、議席番号10番小林修委員、同じく1番金子節夫委員を指 名いたしますので、ご了承お願いいたします。

次に議事日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規 定による許可申請について(所有権)を議題といたします。1 番について事務局より説明願います。

#### 事務局(國府田)

議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)であります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年12月11日、邑楽町農業委員会長、横山正行。

番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

#### (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを 決定いたしました。

次に2番について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、5ページから7ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

## (举手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを 決定いたしました。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、8ページから10ページを参照してください。以上です。

## 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

#### (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

#### (举手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを 決定いたしました。

次に4番について事務局より説明をお願いします。

# 事務局(國府田)

番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、11ページから13ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

# (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを 決定いたしました。

次に5番について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、14ページから16ページを参照してください。以上です。

# 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを 決定いたしました。

次に議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番ですが、議案第17号、農地法第5条第1項の3番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について事務局より、説明を願います。

#### 事務局(國府田)

議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年12月11日、邑楽町農業委員会長、横山正行。

番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

## 6番(横山宏)

6番横山です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は国道354号線から南方に100メートルくらいのところに位置しており、高源寺の南側になります。農地区分は第一種農地として判断されますが、集落接続により不許可の例外にあたります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

#### 会長 (横山)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

# (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

## (挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という 意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。

次に2番について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、21ページから24ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

# 6番(横山宏)

6番横山です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料21ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は国道354号線から南方に100メートルくらいのところに位置しており、高源寺の南側になります。農地区分は第一種農地として判断されますが、集落接続により不許可の例外にあたります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という 意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。

次に3番については議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番と関連がありますので、一括で審議します。3番について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

番号3番。申請地は、当初計画者が昭和46年2月17日付けで一般住宅用地で農地転用許可を得た経緯がありましたが、諸般の理由により、住宅建築をできないまま現在に至りました。ですが、今回の譲受人が、全部承継者として新たに一般住宅用地として農地転用の申請が提出されたというものになります。よって、この案件については、当初計画者の許可を承継する形で、承継者として改めて農地転用申請を行う計画変更申請と通常の農地転用5条申請と両方提出されていることとなっております。

譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、25ページから26ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

#### 4番(髙田)

4番髙田です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料25ページ、付近状況図は25ページを参照してください。申請地は国道354号線から南に200メートルくらいのところに位置しており、農地区分は第1種農地として判断されます。南北に住宅があり、集落接続により不許可の例外となります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件 について賛成の方は挙手願います。

## (挙手全員)

挙手全員、よって本件及び議案第16号の1番の案件については原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することに決定いたしました。

次に4番について事務局より説明をお願いします。

# 事務局(國府田)

番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

## 1番(金子)

1番金子です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字中山地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してください。申請地は赤堀転作促進集落センターから国道354号線を挟んで、北に150メートルくらいのところに位置しており、農地区分は第1種農地として判断されます。南北に住宅があり、北側は集落接続されていることから不許可の例外となります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

#### 会長 (横山)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

#### (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。

次に議事日程第3、報告第5号農地法第5条第1項第6号の 規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から2 番について、事務局より一括して報告願います。

#### 事務局(國府田)

報告第5号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年12月11日、邑楽町農業委員会長、横山正行。

こちらは市街化区域内における 5 条の届出によるものでございます。番号 1 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 3 1 ページをご参照ください。次に番号 2 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 3 1 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

#### 会長 (横山)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第6回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和5年12月11日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 小林 修

委員 金子 節夫